

生駒市スポーツ推進審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	関係団体等
池田 誠也	一般財団法人生駒市体育協会 (会長)
浦井 善宏	帝塚山大学 (准教授)
岡本 洋	障がい者スポーツ活動実践者 (奈良県立高等養護学校教諭)
小中 一弘	校長会 (生駒市立生駒北中学校長)
下山 明	市体育施設指定管理者 ((株)東京アスレティッククラブ TAC井出山スポーツパーク施設長)
城山 英章	自治会関係者 (西菜畑町自治会長)
城山 ゆかり	生駒市スポーツ推進委員協議会 (委員長)
竹内 幸子	公募委員
辻本 丈夫	県内スポーツ競技団体関係者
西森 禮子	市内総合型地域スポーツクラブ関係者 (いこ増ッスルクラブクラブマネジャー)

任期:平成28年7月1日から平成30年6月30日まで

平成28年度 事業計画

月	スポーツ推進審議会 事業計画(案)		市・市教委主催事業		スポーツ推進委員事業 (派遣事業含む)		指定管理者(体協)主管事業	
	日	事業名等	日	事業名等	日	事業名等	日	事業名等
4月			2	無料開放(生駒市体育協会総合S.C.)			2	無料開放(生駒市体育協会総合S.C.)
			16	無料開放(北大和)			16	無料開放(北大和)
5月			7	無料開放(TAC井出山)			7	無料開放(TAC井出山)
			8	市民体育大会 総合開会式			8	市民体育大会 総合開会式
			21	無料開放(むかいやま公園)	21	奈良県スポーツ推進員 協議会総会	21	無料開放(むかいやま公園)
			〃	生駒山スカイウォーク	〃	生駒山スカイウォーク		
6月			4	無料開放(北大和)			4	無料開放(北大和)
			18	無料開放(生駒市体育協会滝寺S.C.)	8	市老人クラブ連合会 カローリング大会	18	無料開放(生駒市体育協会滝寺S.C.)
7月	7	先進地視察研修会	2	無料開放(むかいやま公園)			2	無料開放(むかいやま公園)
			16	無料開放(北大和)			16	無料開放(北大和)
	29	第1回スポーツ推進審議会	31	小学生水泳競技大会(TACきらめき)	29	第1回スポーツ推進委員会	31	小学生水泳競技大会(TACきらめき)
8月			6	無料開放(むかいやま)			6	無料開放(むかいやま)
			20	無料開放(小平尾南)	22	あすか野地区三世代 交流カローリング大会	20	無料開放(小平尾南)
9月	上旬	第2回スポーツ推進審議会	3	無料開放(北大和)	3	奈良県スポーツ推進委員 研修会	3	無料開放(北大和)
			17	無料開放(生駒市体育協会滝寺S.C.)	17	奈良県スポーツ推進 委員初任者研修会	17	無料開放(生駒市体育協会滝寺S.C.)
					〃	奈良県女性スポーツ推進 委員研修会		
10月			1	無料開放(むかいやま公園)	上旬	第2回スポーツ推進委員会	1	無料開放(むかいやま公園)
			9	市民体育祭総合開会式 各種目決勝大会・スポーツ広場	9	市民体育祭総合開会式	11	市民体育祭総合開会式 各種目決勝大会・スポーツ広場
	中旬	第3回スポーツ推進審議会	15	無料開放(HOS生駒北)			15	無料開放(HOS生駒北)
			22	ファミリースポーツの集い (小学生スポーツふれあいデー)	22	ファミリースポーツの集い		
			23	〃(ドッジボール・ソフトバレーなど)	23	〃		
11月			5	無料開放(小平尾南)			5	無料開放(小平尾南)
			19	無料開放(生駒市体育協会総合S.C.)	17～	全国スポーツ推進委員 研究協議会(福井県)	19	無料開放(生駒市体育協会総合S.C.)
			下旬	小学生長距離走記録会(HOS生駒北)	～18			
12月			3	無料開放(生駒市体育協会総合S.C.)	11	奈良マラソン2016 派遣事業	3	無料開放(生駒市体育協会総合S.C.)
			17	無料開放(生駒市体育協会滝寺S.C.)			17	無料開放(生駒市体育協会滝寺S.C.)
1月								
2月	上旬	第4回スポーツ推進審議会			3～	近畿地区スポーツ推進委員 研究協議会(和歌山県)		
					～4			
3月			4	無料開放(生駒市体育協会滝寺S.C.)	4	市町村対抗 子ども駅伝大会	4	無料開放(生駒市体育協会滝寺S.C.)
			18	無料開放(HOS生駒北)			18	無料開放(HOS生駒北)
通年				地区別体力づくり活動事業 学校体育施設開放事業 スポーツ教室(21種目) チャリロゲイこま(開催日調整中)		地域指導派遣事業 第2ブロック教養実技講習会 (開催日未定)		スポーツ教室(21種目)

総合教育会議について

○会議の設置

- ・全ての地方公共団体に設置。首長が設置し、召集する。会議は原則公開。
- ・構成員は首長と教育委員会（必要に応じて関係者・学識経験者の出席を要請）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。（以下略）

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

○会議の位置付け

【文部科学省局長通知】

総合教育会議を設置することにより、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとしている。

- ① 総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関には当たらない。
- ② 地方公共団体の長及び教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行することとなること。
- ③ 総合教育会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会であり、教育委員会からは、教育長及び全ての委員が出席することが基本と考えられるが、緊急の場合には、地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能。

○協議・調整事項

- ① 大綱の策定に関する協議
- ② 地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- ③ 児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置

生駒市教育大綱

平成 28 年 6 月
生駒市

I 生駒市の教育大綱の基本的な考え方

1 生駒市の教育大綱の位置付けと期間

生駒市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」といいます。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、総合教育会議での協議を経て、市長が策定するもので、本市の教育行政の根本となる方針と位置付けるものです。

本大綱は策定の日から4年間をもって改訂の区切りとしますが、随時見直しの機会を確保します。

2 生駒市の教育大綱・4つの特色

生駒市の教育大綱の特色は以下の4つです。

（1）関係者や市民の「協創」による策定

総合教育会議を8回開き、徹底的な議論を行ったほか、公募市民によるワークショップを2回開催して、特に重点的に推進すべき分野について広く市民の意見を集めました。このほか、学校現場や自治会などの関係者からのヒアリングや、パブリックコメントの実施など、「協創※1」の考え方に基づいた策定プロセスを採りました。

（2）マニフェストや総合計画などとの整合性の確保と効果的な連携

市長の施政方針やマニフェストを踏まえ、また、総合計画や他の関係する計画との整合性を確保し、積極的な連携を図ることにより、学校教育はもちろん、生涯学習、子育て・就学前教育など、幅広い視点と実効性を持つ教育大綱としました。

（3）ひとづくりはまちづくり

市長マニフェストの「ひとづくりはまちづくり」の考え方に立ち、教育を通じた「ひと」づくりにより、生駒の「まち」のさらなる活性化につなげていくものです。

（4）中長期的な視点を踏まえつつ、4年間で実現すべき具体的な方向性を整理

激動の21世紀の中長期的な変化を見据えつつ、この4年間で進めるべき人づくりや学校・まちづくりの在り方として、重点的かつ集中的に取り組むべき事項を整理しました。

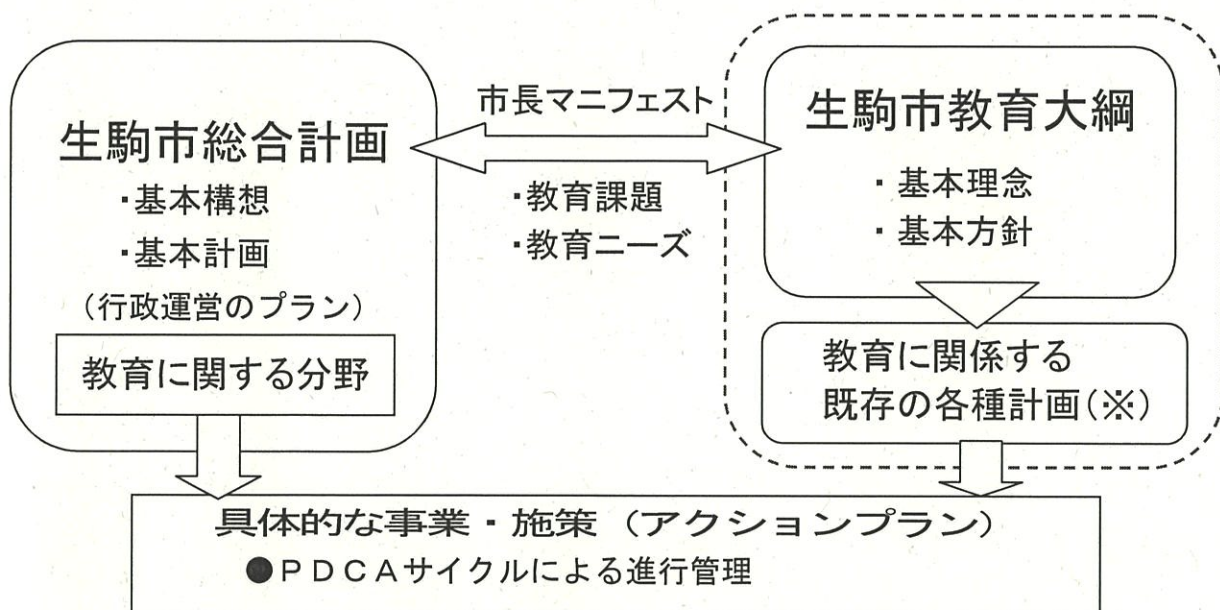
（※1）協創：協力して創り上げること。人と人をつないでネットワークを作り、そのネットワークを活用して具体化し、成果を生み出していくこと。生駒市のまちづくりを進めるための新しい概念。

3 教育大綱と他の計画との関係

教育大綱は、前述の4つの特色を前提に、「基本理念」「基本方針」から成り立ち、「Ⅲ教育大綱策定後の進行管理」によって、実効性を担保しています。

また、それらを実現するための個別具体の施策は、本市のまちづくりの指針であり、行政運営のプランである第5次生駒市総合計画後期基本計画及び同計画に基づく具体的な事業・施策の中に整理し、進めていきます。

あわせて、家庭教育、地域社会との協働、文化やスポーツ、産業、国際化など教育に関係する既存の各種計画に位置付けられている具体的な事業・施策の中で、教育大綱の基本方針に定めた内容の具体化を目指していくこととします。(以下、これらの具体的な事業・施策のことを「アクションプラン」といいます。)



(※)教育に関する既存の各種計画

方針・計画名	所管課	策定年月	根拠法令等	計画期間	内 容
生駒市学校教育の目標	教育指導課	毎年度	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	1年	生駒市が目指す子ども像、重点目標、目標実現に向けた取組を提示する。
生駒市社会教育基本方針及び重点目標	生涯学習課	毎年度	社会教育委員会議において策定	1年	生駒市生涯学習推進基本方針(H19年3月策定)を基に、成果を検証し、重点目標を定め、施策を推進する。
生駒市スポーツ振興基本計画	スポーツ振興課	H23年3月	スポーツ基本法第10条(旧スポーツ振興法第4条)	10年	H23～32年度までの10年間(5年経過時点で見直し)のスポーツ振興の目標と目標達成のための方針を示す。
生駒市子ども読書活動推進計画	図書館(生涯学習課)	H17年3月	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条	H17年～	「伝えよう、ときどき わくわくを!」を合言葉に、家庭・地域・学校が連携して読書環境の整備を進める。(5年経過時点で成果を検証、計画内容を精査し継続)
生駒市子ども・子育て支援事業計画	こども課	H27年3月	子ども子育て支援法第61条	5年	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的、計画的に推進する。
生駒市通学路交通安全プログラム	教育総務課	H26年4月	(文科省等からの通知による)	—	関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を実施する。

Ⅱ 生駒市の教育に関する基本的な方向性

1 基本理念

「遊ぼう」「学ぼう」「生きよう」みんなでいこまを楽しもう

社会が大きく変動し、多様化が進む 21 世紀。

その中にあって、変化を恐れず、むしろワクワクする挑戦の機会ととらえることで人生をより楽しむことができます。

「遊ぶ」とは、目的にとらわれず、自由に発想し、行動し、おおいに日々を「楽しむ」こと。

「学ぶ」とは、生涯を通して、ライフステージに応じて、知り、経験し、成長し続けることを「楽しむ」こと。

「生きる」とは、遊び、学び、人や地域との積極的な関わりや豊かなつながりを通して、人生を「楽しむ」こと。

そのような市民の毎日が、ますます素敵な「いこまびと(※2)」を育て、ひいては、住み続けたいまち「いこま」、大きく羽ばたいた後にもいつかは戻ってきたくなるまち「いこま」を創り、誰もが活躍できる楽しく豊かな未来へとつながっていくのです。

(※2)いこまびと：生駒を愛し、「共同・協同・協働」や「自立・自律」ができる人。互いに認め合い、人を思いやる豊かな心と、国際化の時代に対応できる力を持ち、社会で生き抜く人。

平成 27 年 10 月及び 11 月に開催したワークショップでは、「こんな人になりたい」「こんな人でありたい」と思う生駒市民のことを「いこまびと」と表現し、「いこまびと」を目指して、どう学び合えばよいのか等グループ討議を行った。

2 基本方針

<子育て・就学前教育>

基本方針 1 子育てを楽しめる地域づくり

1 保護者支援の場・コミュニティづくり

2 「遊び」を「学び」につなぐ就学前教育の充実

- 未来の宝である“いこまっこ”を家庭・地域・学校・行政が連携し、地域全体で見守り育みます。
- 子育て世代の保護者が孤立せず、子どもたちが安心して成長できるよう、悩みを共有・共感・相談できる場や、子育てを地域で支えあうためのコミュニティを構築します。また、現在は十分といえない男性の育児を促す取組を進め、ひとり親家庭への支援を充実します。
- 幼稚園、保育園、こども園などの就学前教育の環境整備はもちろん、その教育内容についても、「遊び」を通して創造的な「学び」につなぐとともに、地域の高齢者との世代間交流など、より多様な地域と力を合わせた「協働」による楽しく充実したカリキュラムを策定・実践します。

<学校教育>

基本方針 2 21 世紀を生き抜く優しくたくましい人づくり

1 21 世紀を生き抜く力を身につける学びの創造

2 多様性を認める優しい心と、挑戦を続けるたくましい心の育成

3 子どもや学校のチャレンジを応援する仕組みづくり

4 学びを支える教職員、学校への支援

- 義務教育における基礎的・基本的な学力・体力を向上させるとともに、21 世紀の社会変化に対応するための「主体的に行動する力」「課題を見つけ、解決する力」「グローバル時代に対応する語学力やプレゼンテーション能力」「他者と協働するためのコミュニケーション能力」などを育成する新しい学びを創造します。
- いじめを許さない学校づくりをはじめ、個々人の違いや多様性を理解し、認め合うための具体的な学びの機会を確保することで、自他ともに大切にする優しい心を育成します。

- 新しいチャレンジを促し、成功体験による自信を得るとともに、失敗した場合にはしっかりフォローし、再挑戦を促す機会を確保するなど、逆境に負けないたくましい心を育成します。
- 特別支援教育や学習支援を必要とする子どもたちへの対応、奈良先端科学技術大学院大学との連携やトップアスリート等を迎えた授業など、興味ある分野をどんどん伸ばしていく機会を増やすことにより、個に対応した教育を実践します。
- これらの学校教育の発展を確かなものとするため、教職員の資質向上につながる研修や教育環境の整備・充実に取り組みます。

＜生涯学習＞

基本方針3 すべてのライフステージで、楽しみながら学び、地域とつながる機会づくり

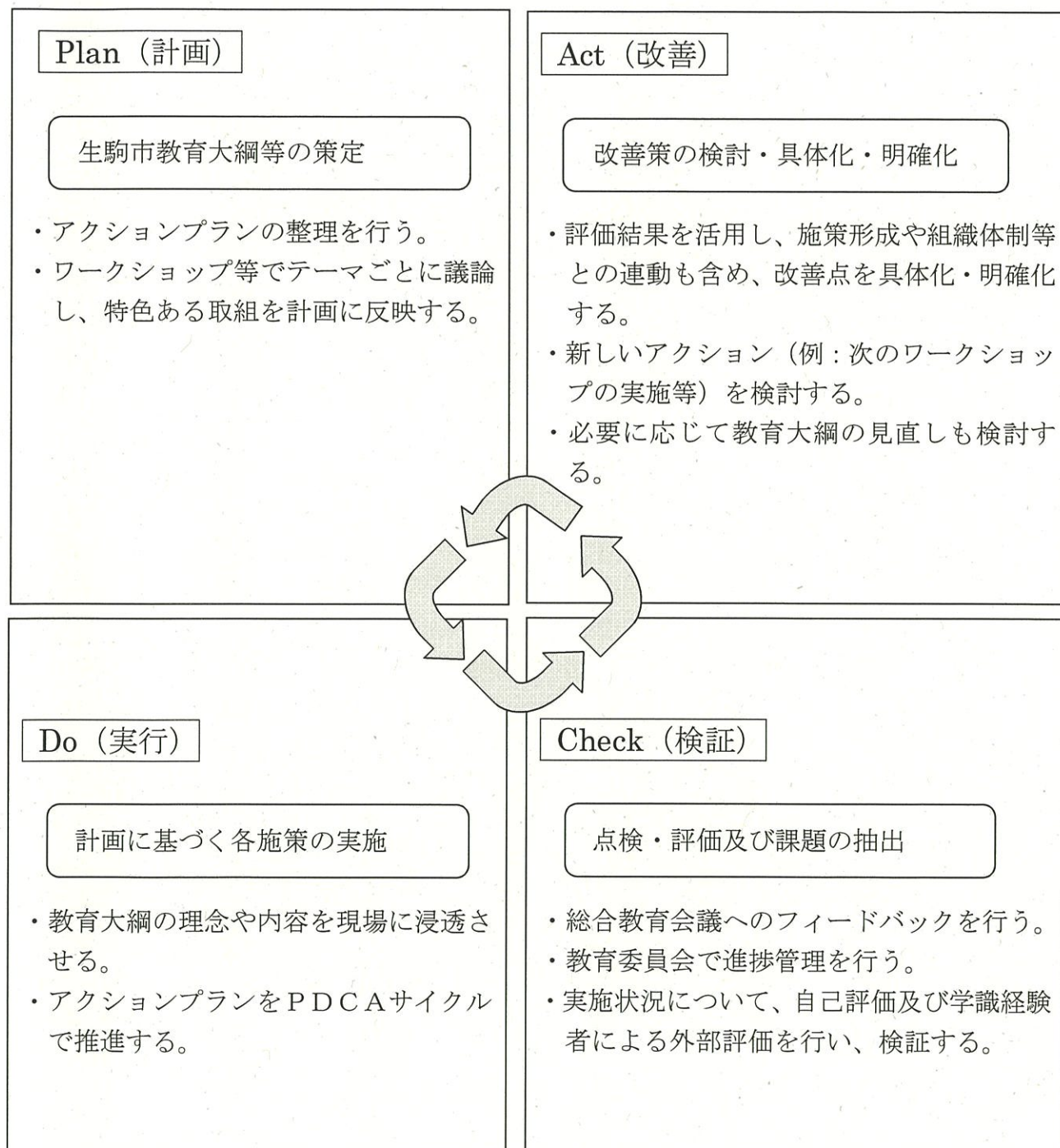
- 1 人と本、人と人をつなぎ、まちづくりの拠点となる可能性に満ちた図書館づくり
- 2 文化・伝統・芸術を通じた、より豊かなまちの実現
- 3 「健康」「生きがい」「仲間」「まち」をつくるスポーツの発展
- 4 すべての人が楽しく安心して成長できる機会の確保

- 生涯学習の力は、 ∞ （無限大）。乳幼児から高齢者まで、すべてのライフステージや個々のケースに応じて学び、楽しめる機会を増やし、市民の一体感の醸成を図ります。また、仲間づくり、生きがいづくり、健康づくりはもちろんのこと、市民の生涯学習をまちづくりにもつなげる具体的な仕組みを構築します。
- 生駒の図書館を、単に本を借りる場所ではなく、人と本、人と人をつなぎ、新たな文化を創造する「まちづくりのプラットフォーム」とします。
- 郷土愛を醸成し、より豊かなまちを実現するため、生駒が全国に誇る「茶釜」「音楽」をはじめとする文化、伝統、芸術を学び、体験する機会を確保します。
- スポーツを通して、健康を維持し、生きがいを実感できる環境と機会を充実させることにより、仲間の輪が広がり、元気で笑顔あふれるまちづくりを進めます。
- 障がいの有無、国籍、性別、年齢などによる差別をなくし、多様性を認め合う学びや体験の場を創るほか、他者や地域に頼ることのできる環境・雰囲気醸成します。また、失敗や挫折を経験した人の再挑戦を応援するため、きめ細やかな相談体制、きっかけの場づくりを進めます。すべての人が安心して学び、成長できる環境整備を進めます。

Ⅲ 教育大綱策定後の進行管理

生駒市の教育大綱及び教育大綱に基づくアクションプランの実施については、PDCAサイクルによる進行管理、点検評価・見直しを行います。

なお、外部評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について、学識経験者による点検・評価を行うこととなっており、これを活用して行うものとします。



生駒市教育大綱アクションプラン(スポーツ振興課所管分)(案)

3 「健康」「生きがい」「仲間」「まち」をつくるスポーツの発展

【現状と課題】

ライフステージに応じたスポーツイベントとして実施している市民体育大会や市民体育祭、ファミリースポーツの集い、生駒山スカイウォークなどは、市民のスポーツ活動の場として定着してきています。

しかしながら、地域住民により自主的・主体的に運営され、地域スポーツ推進の中心的存在として活躍が期待されている総合型地域スポーツクラブ(3クラブ)については、平成27年度に実施した「スポーツに関する市民意識調査」結果においても地域住民の認知度や理解度が低く、クラブ会員の数が伸び悩んでいます。今後は総合型地域スポーツクラブの更なる活動支援や、総合型地域スポーツクラブ、体育施設指定管理者と連携・協力して、高齢者や障がい者など、誰もが親しめるスポーツ環境の整備を図ることが求められます。

【具体的な事業と目標】

具体的な事業／指標名（現状値）		各年度の取組／設定目標			担当課
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
総合型地域スポーツクラブの推進・支援	市民のスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブの活動内容等の周知啓発を行うとともに、クラブ運営に関する助言や施設利用、広報等における支援を行い、会員数の増加及び安定したクラブ運営となるよう活動をサポートする。 会員数(3クラブ計)	・各クラブに対する活動支援 【既設クラブ】 ・いっしょに増えるクラブ ・リトルバイン総合型地域スポーツクラブ ・特定非営利活動法人プロスリート関西	↑	↑	・各クラブに対する活動支援 ・新規クラブ設立に関する調査、検討
		600人	700人	750人	800人
障がい者スポーツ活動の推進	障がい者が障がいの種類や程度に応じて、地域においてスポーツ活動を行うことができるような事業を実施する。 開催回数/年	生駒市スポーツ振興基本計画後期計画に「障がい者スポーツ活動の推進」を位置づける。	・市スポーツ推進委員や指定管理者等と事業の実施についての検討 ・試験的に事業の実施	事業の実施	↑
			2回	3回	4回
					スポーツ振興課

障がい者スポーツ推進に伴う聞き取り結果等について

【障がい者関係団体】平成28年5月17日実施

(聞き取り団体等)

生駒市身体障害者福祉会、生駒市肢体不自由児・者父母の会(身体)
生駒市障害児・者を守る連合会、生駒市手をつなぐ育成会(知的)
生駒地区精神障害者家族会(精神)
生駒希望の会(難病)

◎運動機会について

- ・運動する機会は少ない。
- ・働いている世代の運動する機会が減っている。
- ・軽度障がい者用の運動教室は見受けられるため、重度障がい者でもできる運動教室があればよい。

◎障がい者のスポーツ活動について

- ・福祉センターで行われている運動教室等と連携してほしい。
- ・高齢者も参加できる教室があるとよい。
- ・スポーツインストラクター(ボランティアでも)を派遣してもらおう。
- ・障がい者だけが集まって様々なスポーツを体験できるようなイベントがあればよい。
- ・年齢や体の大きさに機会を分ける必要がある。

◎スポーツ活動に伴う費用負担について

- ・生駒市では障がい者が半額で利用できる施設はあるが、他府県他市では無料のところもある。
- ・利用や用品に費用がかからない方がよい。

◎スポーツ施設について

- ・体育施設を利用する場合、介助スタッフが必要。送迎バスなどがあれば便利。
- ・障がい者が利用する際は体育施設の予約を優遇してほしい。
- ・体育施設の交通環境が悪く気軽に利用できない。
- ・駅から離れた体育施設は特に視覚障がい者が不便に感じている。
- ・駅から近い公民館や集会所を利用すると参加しやすい。

【先進地視察研修会】平成28年7月7日実施

(聞き取り団体等)

野洲市生涯学習スポーツ課

野洲市スポーツ推進委員

YASUほほえみクラブ

◎障がい者のスポーツ活動について

- ・スポーツ推進委員や、総合型地域スポーツクラブが主体となり、障がい者を対象としたスポーツ教室やイベントを実施している。
- ・各事業の指導者は、養護学校や総合型地域スポーツクラブ等の事業に共通で指導している。
- ・地域住民がボランティアとして、スポーツ教室やスポーツイベントに携わっている。
- ・指導者が各事業の指導を共通でしているため、障がい児がスポーツ教室や総合型地域スポーツクラブのイベント等のどれか1つにでも参加をすれば、いつも指導を受けている指導者(スポーツ推進委員や地域クラブ関係者)やボランティアに会うことができるため、他の教室やクラブ事業の勧誘がしやすく、参加する側としても参加しやすい。
- ・施設だけでなく、事業のバリアフリー化が必要。
- ・健常者も障がい者も同じようにスポーツができる環境が必要。
- ・日頃の成果の発表の場としてマラソン大会を開催している。
- ・様々なスポーツ体験ができるイベントを実施している。
- ・養護学校等でせっかくスポーツをする習慣がついても、成人してからスポーツをする場がなくなる。

◎情報発信について

- ・地域ネットワークの構築が必要。
- ・総合型地域スポーツクラブ等の活動を通じて繋がりを作り、その繋がりを活用し、スポーツ活動に関する情報等を提供していく。
- ・障がい者がスポーツで活躍できる場があることを、保護者等に周知することが必要。
- ・障がい者関係団体が集まる会議等での情報交換。
- ・市の障がい者担当課と連携し、周知啓発を行っている。

◎野洲市スポーツ推進計画策定時について

- ・国のスポーツ基本法、県の基本計画を参考として策定した。
- ・背伸びせず、実行可能な計画を策定するよう心掛けた。
- ・今やっていること+α(ノルディックウォーキング・マラソン大会・軽スポーツなど)を取り入れた。

【生活支援センター職員等への聞き取り】平成28年4月19日実施

(聞き取り団体等)

生活支援センターあけび(身体)

生活支援センターかざぐるま(知的)

生活支援コスモールいこま(精神)

生活支援センターあすなろ(小学生までの発達相談)

障がい者には、身体・知的・精神の大きく3つに分けられる。

それぞれの障がい特性に応じたスポーツ推進が必要である。

【身体】

身体障がい者の中ではプールを利用される方が多く見られる。その際の問題点として、1人で現地まで行くことができない。スロープがなくプールサイドまで行けない。着替えるスペースがない。など介助を得ながらの利用となる。バリアフリーが整備された市外の施設を利用すること多い。

事故や病気の後遺症を抱えた人もプールであれば気軽に利用することができる。

市内では車椅子ダンスの団体があり、健常者を交えて月に3～4回活動している。

奈良市の福祉センターではブラインドテニスやブラインドゴルフが盛んで、市外の人でも参加することができる。

【知的・発達障害】

知的・発達障がい者の中では、プールや陸上やトランポリンを楽しむ方が多く見られる。中学生や高校生くらいの年齢はエネルギーが余って発散できるような場が少ない。市福祉センター主催の文化活動の中で少し体を動かす教室に参加している方が多い。

スペシャルオリンピックスのバスケットボール等への参加者もいる。

YMCAのプールを利用することもある。

奈良県立高等養護学校に通うような軽度な障がい者は学校のクラブ活動をしている。

奈良バモスクラブのような障がい者で構成されたサッカーチームもある。

障がい者のためだけのスポーツ教室があればたくさんの参加が見込めそう。スポーツをしたい方はたくさんいると思う。

障がい児は、親が習い事をさせる感覚でスイミングや剣道やサッカーなどをさせることが多い。

チームに入ると、指示を聞かずに走り回ったり、順番を守れなかったり、指導者に叱られたりなどの問題がある。保護者が指導者に伝えてもどうしても問題になってしまうケースがある。

【精神】

精神障がい者は体調次第で活動意欲に大きな差があることから、定期的な参加は難しい。

体調が優れている場合は健常者の中に混ざって活動することもある。

体育館を借りてソフトバレーボールをしている。

【生活支援センター職員への聞き取りの全体をとおして】

ひとつにまとまっていくには、主体的なリーダー的存在が必要で、自分のことだけでも大変な障がい者には自発的な活動は難しいのではないだろうか。

また、団体行動が苦手な方が多く、障害の種類によっては介助者が必要な場合があるため、障がいの重さや種類がバラバラで統一するのは難しい。

障がい者にスポーツを教える専門的な指導者が少なく、またルールを理解することが難しいこともあるので、どのスポーツでもまずは入門編のような軽度な教室で、最低限の参加条件をつけて募集すると教室としては成功するのでは。

送迎は家族やヘルパーの協力を得て、それぞれ会場まで来てくれると思う。

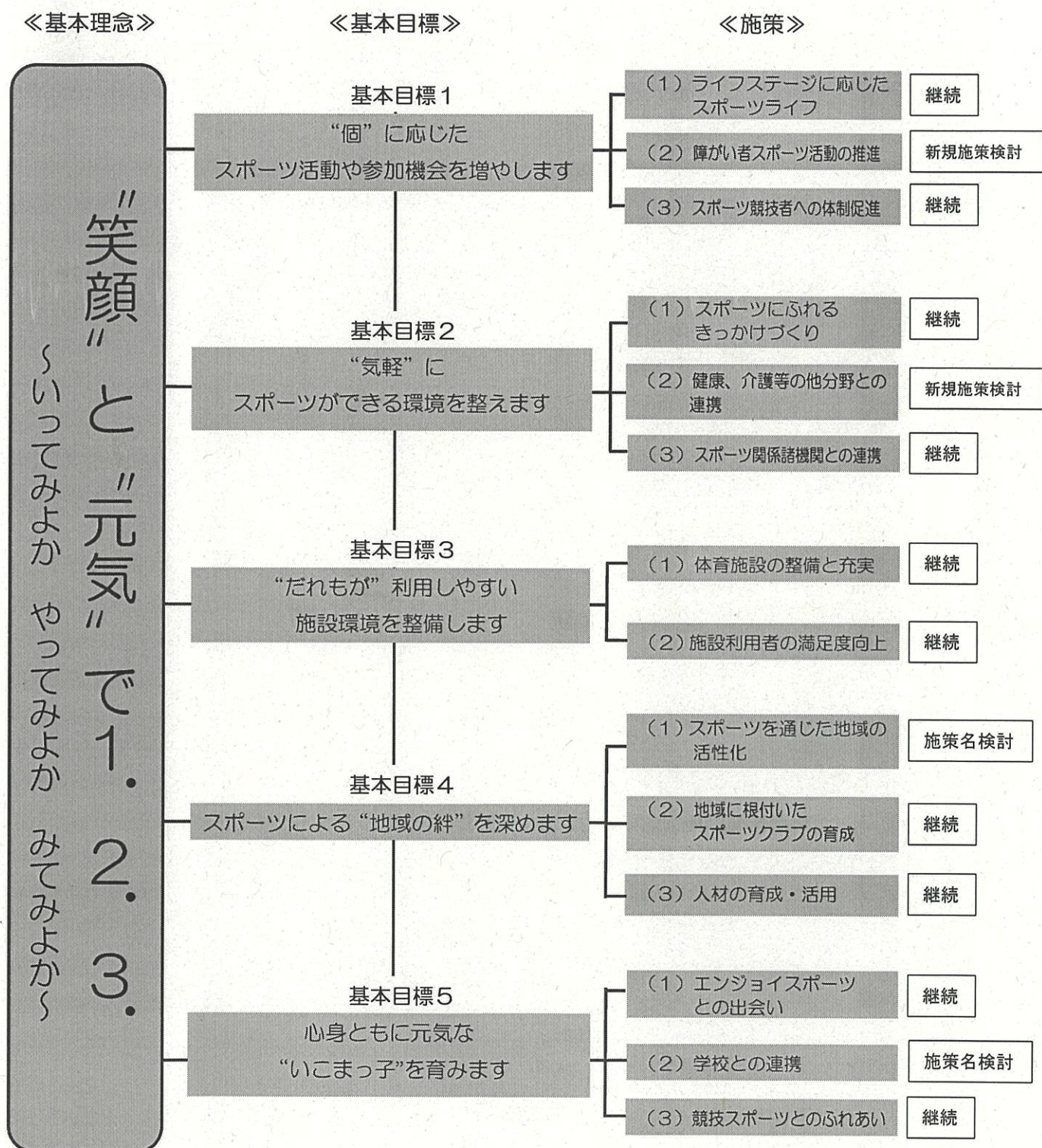
安全配慮は参加者や付き添いの方ともコミュニケーションを上手く取れればできる。

親子で参加できる教室があれば子どもも参加しやすい。

参加費用については、高額にはならないことが望ましい。

生駒市スポーツ振興基本計画後期計画（案）について

生駒市スポーツ振興基本計画後期計画の体系（案）



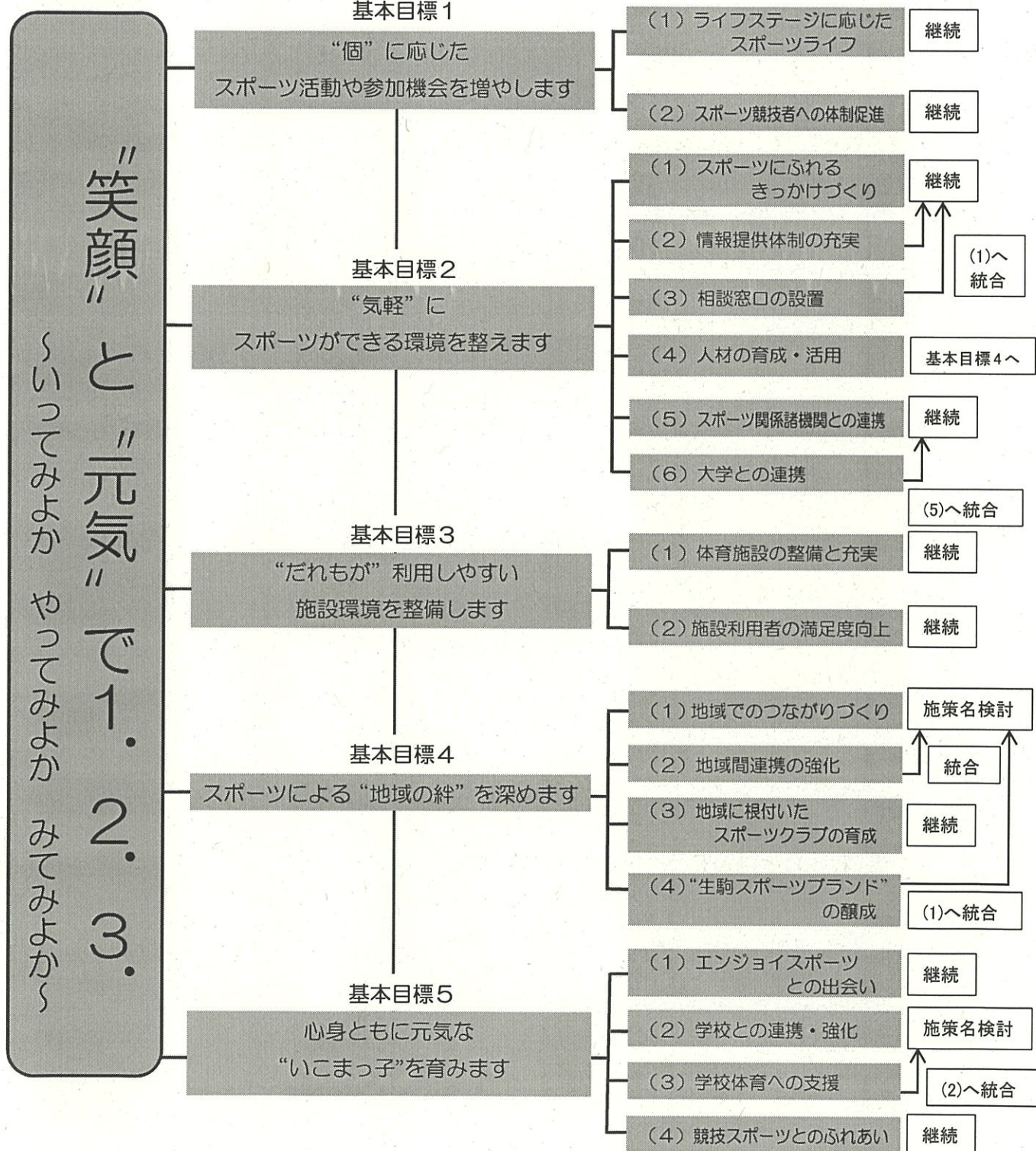
(参考)

前期計画体系図からの改正点等

《基本理念》

《基本目標》

《施策》



基本目標 1. “個”に応じたスポーツ活動や参加機会を増やします

現状と課題

- 本市では、運動・スポーツを行う頻度は 20・30 歳代が他の年代に比べ低く、60 歳代では高くなっています。年代ごとにスポーツを行う頻度が異なってくるので、個々人にあったスポーツライフを展開する必要があります。
- 働き盛りの世代では、男性は仕事で忙しく、また女性は育児などにより運動をする時間があまりとれないため、短時間で気軽にスポーツを行える環境づくりが必要です。
- スポーツを行ううえで、「アスリートを目指したい」と思われている方は多く存在します。そのため、競技スポーツへの支援や指導者の育成を行う必要があります。

基本方針

子どもから高齢者・アスリートまで、市民のだれもが個々のライフスタイルやライフステージに応じて身近にスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。

数値目標

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)
週に 1 回以上運動・スポーツを行う人 (20 歳以上) の割合		50.0%

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)
市内各種スポーツイベントの参加者数	18,826 人	21,000 人

(1) ライフステージに応じたスポーツライフ

主な取組

①子どものスポーツライフ

◇基本目標 5「心身ともに元気な“いこまっ子”を育みます」の取組を通じて、様々なスポーツに出会える場を提供し、スポーツ活動の充実を図ります。

②若者のスポーツライフ

◇学校、職場の内外を通じて、様々なスポーツを体験し、スポーツの意義や楽しさへの理解を深められる環境をつくれます。

◇学校・地域・家庭が連携・協力することにより、地域のスポーツ活動や運動部活動を充実させるための支援をします。

③中高年のスポーツライフ

◇身近な地域で、気軽にスポーツを楽しむことができるよう総合型地域スポーツクラブを支援、育成します。

◇個人の年齢・性別・体力に応じた運動を行うことができるスポーツ教室やスポーツイベント等の様々な機会を提供します。

④高齢者のスポーツライフ

◇運動や趣味の活動を通じて、高齢者が仲間や他の世代との交流を図ることができるよう、地域のレクリエーション活動やボランティア活動を充実させます。

◇高齢者の生きがいづくりや介護予防事業などと連携することにより、運動・スポーツを通じた高齢者の健康長寿を推進します。

◇自身がスポーツを行うだけでなく、高齢者が指導者として関わられるよう、スポーツリーダーバンク制度を活用します。

(2) 障がい者スポーツ活動の推進

主な取組

①障がい者のスポーツライフ

◇障がいの種類や程度に応じたプログラムやイベント等の開催によるスポーツに触れ合うことができる機会の提供や障がいのある人ない人が共に参加し、交流することができるスポーツイベントの開催等の機会を提供します。

◇総合型地域スポーツクラブを活用し、障がい者が身近な地域で、日常的に運動・スポーツができる環境を整備します。

②障がい者の……

◇

(3) スポーツ競技者への体制促進

主な取組

①各スポーツ団体との連携による育成支援

◇

②大会の開催支援

◇

【具体的な事業】

- ファミリースポーツの集い
- 体育施設無料開放
- 総合型地域スポーツクラブ活動支援事業
- スポーツリーダーバンク制度
- 高齢者体操教室

生駒市スポーツ振興基本計画後期計画策定スケジュール

【平成27年度】

- 7月 スポーツ推進審議会（第1回）へ諮問
 - ・スポーツに関する市民意識調査内容審議
- 10月 市民意識調査実施
- 12月 市民意識調査集計
- 2月 スポーツ推進審議会（第2回）
 - ・市民意識調査結果について
 - ・基本計画前期計画の評価と検証
 - ・後期計画骨子案審議

【平成28年度】

- 7月 先進地視察研修会（野洲市）
 スポーツ推進審議会（第1回）
 - ・後期計画体系検討
 - 9月 スポーツ推進審議会（第2回）
 - ・後期計画素案作成
 - 10月 スポーツ推進審議会（第3回）
 - ・後期計画素案まとめ
 - 12月 パブリックコメント実施
 - 2月 スポーツ推進審議会（第4回）
 - ・パブリックコメントを反映させ後期計画素案確定
- 教育委員会に答申